

紙上裁判

今や吾人は國民思想の日に悪化し赤化の傾向あるを見るに及び、然るにして陛下に冷汗の滴るを感ずるものがある、將來我國の強敵は海の彼方にて居るのではなく國內にある假面の生活、不健全の精神が獅子身中の蟲であり最も恐るべき強敵であると思ふ、若しこのまゝに推移し行くならば我國の將來は極めて不安に耐えない、茲に於てか吾人は現在社會に流れつゝある惡思想を導導する意味に於て表に紳士の態を装ひ非違不徳を散てし然も法律に觸れざるを以て誇りとなし恬然人道を棄る背徳漢に對して社會制裁を待つて始めて効果あるべきものあるを想へ、人道裁判を公認して僞紳士の假面を剥ぎ、以てその反省を促すと同時に國民思想の善導に貢獻せんとするものである。

腹中常に奸策を蓄ふ女學校長

素行事件公判

被告 出齒左傾之介
公判日時 昭和四年四月十日
公判場所 入道裁判所第一號法庭
傍聽人 樂城之實讀者

裁判長 紙上裁判構成法に基き只今より出齒左傾之介の公判を開始する、お前の名は……

被告 出齒左傾之介と申します

裁判長 當裁判に附すべき事件が澤山つかへて居るから住所、身分等の詳細な訊問は省略して早速本問題に入るから決して嘘を言ふてはなぞッ……

被告 はッ

裁判長 お前は獨身か……

被告 妻が一人あります

裁判長 妻が一人あると、古あつてたまるものか、古來我國では妻は一人に決つて居るのだ余計なことば言はん様に致せ……

被告 はッ

裁判長 お前は一体私立の女學校長として自分があの學校を創立したのか、と

被告 何年か前に婚にでも来たのか……

裁判長 實は其のお察しの通りで小糖三合組の婚儀でございませうが女房のお眼鏡にかなづて教育學などは更に修めず此の重責を汚すことになつたのであります、然し一寸親を追い出した形です……

裁判長 お前は教育家としての職責を心得てゐるか、苟しくも教育者の一舉一動は思想界に多大の影響を興ふるものである、然るにお前は大方年頃の生徒や雇つてある女教員に特別性の研究をしてゐるこの噂が専であるが……

被告 私はこれまでそんな不都合をしたことはありませぬ

裁判長 最初に申渡した通り嘘偽りを申すと檢事の訊問調査を讀み聞かせるがどうしや

被告 決して私は嘘偽りは申しませぬ

裁判長 然らば訊くがお前は

昨年ある方面に教育視察に行くと稱して自分の處の女教員と共に旅行して醜行の限りを盡して其の女が遂に懐妊したのでは御調査を願いたいと思ひます

裁判長 これには立派な證人があるぞッ……

被告 證人があれば私の居る前でお調べを願ひます

裁判長 よしッ、それでは證人を喚問する、證人憤慨する(假名)當時の事實をありのまゝに申述べなさい

人 はッ、時はよく記憶して居りませぬが、私達数名の職員が二晩泊りの豫定で教育視察に行つた事がありました、其時は勿論校長先生も同行でしたが其中の一人(特に名前はお許し下さい)と校長さんとは日頃から變な

噂があつたのでしたが二晩とも變な處を見たので、其上歸りが二人共運れて二三日後に歸つたのでした、それで變だと思つて居たのでしたがその方がそのうちにお腹が大さくなつて問題となり、何でも新聞社の方には採消したと考へたが、こゝろは支那の古謠なのに見え到底辯解の辭がないお前の行爲もそれと同じで若い女性と幾晩かを共に言つても辯解の余地はないではないか……

被告 はッ

裁判長 お前は教育家としてこんな不都合をして居て随分騒ぎが大きかつたし何かと校長の評判は非常に悪いのです

裁判長 證人はそれはそれとして又他に何か知つてゐる事はないか……

人 私は女ですから私の口からは發せませんが御大典の時の町内との事情を青年會員を御呼出しになつて御聞きになれば是れは驚くべき問題があるのです、兎に角校長先生は女にかけてはなかく……

裁判長 證人はそれで歸つて宜しいと云ふだ被告お前は何か言分があるか……

被告 はッ只今證人の申した事は大体に於て本當ですが私はあれと泊つたの古證文に異議の申立てをたのは私の責任ではないかと思はれます

裁判長 お前は李下に冠を正の商賈柄柄な丹那と事情あつた後生大事の大事の

云ふ事を知……あるか

被告 そんなムツカシイ事は何だか分りませぬ

裁判長 李下に冠を正さずと云ふのは李の下で冠を正すべく手を舉げれば他人が見て李を盗むやうに見え、また瓜畑で靴を脱がした、何でも新聞社の方には採消したと考へたが、こゝろは支那の古謠なのに見え到底辯解の辭がないお前の行爲もそれと同じで若い女性と幾晩かを共に言つても辯解の余地はないではないか……

被告 はッ

裁判長 お前は教育家としてこんな不都合をして居て随分騒ぎが大きかつたし何かと校長の評判は非常に悪いのです

裁判長 證人はそれはそれとして又他に何か知つてゐる事はないか……

人 私は女ですから私の口からは發せませんが御大典の時の町内との事情を青年會員を御呼出しになつて御聞きになれば是れは驚くべき問題があるのです、兎に角校長先生は女にかけてはなかく……

裁判長 證人はそれで歸つて宜しいと云ふだ被告お前は何か言分があるか……

被告 はッ只今證人の申した事は大体に於て本當ですが私はあれと泊つたの古證文に異議の申立てをたのは私の責任ではないかと思はれます

裁判長 お前は李下に冠を正の商賈柄柄な丹那と事情あつた後生大事の大事の

秀勇姐さん 獨寝の巻

但し古證文に偽あつての詮索

住吉本店や尼子亭邊に來ては昔を偲ぶの二人寝もほんの二夜三晩、あとは姐さんの獨寝の夜着を濡らして惱みは多情多恨の春に亂れ髪、有為轉變の浮世は此の苦勞と無情をかこちつゝも去る日嚴谷小波さん來平講演會慰勞の宴に二次會までも呼ばれて老妓の面目を大いに上げた云ふのは前號本紙上の漫畫に加へての漫文に不惑の秀勇なかりせばと大京は株屋町に賣つた買つた的のモチ方に嬉しがらる程に特別同情の小波翁に書いて貰つた後生大事の大事の

や各方面に於ける素問題は調査未了であるから来る二十五日發行することにする。

筆硯勞働後記

發城時報主筆の欲夫大會に出張の形中であつたからと漫遊の註文を七十七の山田支店長に依頼に及ぶ早速の應答、大いに快男子を禮讃しての翌日行つて見れば多言不實行には當り、但し筆せる漫遊に拙者不問なるが故なり……

何時遊びに行つても面白く味あはるは七十七の連中です、消極形は銀行屋とは思はれぬ程よく諷刺よく語りますそれで對者の觀察に誤りなくトントノ事を進めてゐる處に於ては敬服して居ります。

やりくり算段して事業を經營してある僕は今借金があるで閉口して居ります、誰か任侠的に澤山でないのですから貸してはくれませんか、判子に二割、返済一年、後援者はありません……

二面よりの横きつて牛を殺すの思はないことである、嗚呼、今度の役員選舉に考へさせられることは定款の改正である、そのおもしろいところも四年の努力奮闘に酬はらねばならぬ、大谷氏胸中無の親組合生み

形は痛苦に惱めるを察しては、一〇〇〇の人情を布ふも申上げては姐さん恐るな



からぬではないか……

被告 はッ何共申譯がありませぬ

裁判長 尙被告の今日迄生家

別府 温泉 泉より生れた

特許願濟第八九三三號

神經痛、リウマチス、肩のコリ

腰のイタミ、凍傷、過勞性筋痛

の靈藥

温泉エキス (一名あんまいらす)

回春様是非お試し下さいませ

此外用温泉エキスは今迄且つて世の中に無かつた神秘的の妙藥であります速効使用しましたも副作用がありませんの効力が確實な事は他藥品の比ではありません

定價 五十錢 一圓

萬病の偉効藥 別府 藥水 藥價一圓

特撰別府の湯花 平町五丁目

地方一手販賣店 山野邊藥局

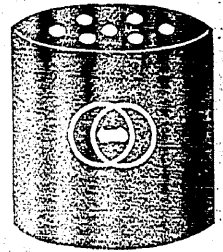
珍書が紛失して調査新報の馬目さんなどは裸にされる云々騒ぎ身檢驗査の嚴罰に恐縮して本店の支關先でやつとお許になつたとか去るにても此の記念書の行衛

何ででも材木町邊ならんと

のこ知らぬは目出度く

は、一〇〇〇の人情を布ふも申上げては姐さん恐るな

養蠶に煉炭の使用のお奨め



養蠶は経済的に

養蠶の業は農家の副業であるを考へた時代は兎も角近頃の様に専業時代になつて見ればどうしても經營するに於て経済的に行はなければ養蠶家の眞の利益を擧げることが困難であります。

養蠶は可成經費の節減

養蠶を営む上に於て要する經費の中で最も多く費す桑葉と勞銀とは飼育法の改善と相俟つて着々輕減される傾向にはなつて参りましたが補温に要する費用に對しては未だ養蠶家に於て目覺めて經費の節約を圖る人が少いのは寔に遺憾とする所であります。

補温排濕の材料と煉炭

最近薪炭に代る煉炭の出現に依つて養蠶上補温排濕の材料に一大改良を促し今後は益々増加するの傾向にあるは喜ばしい次第であります。

煉炭の價值

燃料の上から見て煉炭の價值の主なるものを擧げて見ると大體左の通りであります。

一、經濟上有利なること

二、使用簡便で補温排濕能率を増進せしむること

經濟上有利なることは近時養蠶用乃至家庭用として非常に多く使用せらるゝを見ても一端を知ることが出來ますが煉炭を使つた場合之

れを木炭或は埋薪法に比較して何程の利益があるかを試験した結果木炭の約三分の一で足りることが明らかになつたのであります。

育蠶と煉炭

養蠶に煉炭を使用して蠶兒に害のないことは數年前から實地試験の結果養蠶上絕對安全である事が證明されました農林省蠶業試験場各府縣蠶業試験場、蠶業學校、講習所等何れも試験済(而して煉炭使用上特に注意すべき事項は1 蠶室内換氣に留意し又蠶兒を食桑不足に陥らしめざる様注意すること。

燃料消費比較調査

(外温五十度前後の時八時一四時二十度 平均温度上昇の場合二十四時間)

品名	繼換手數	燃料數量	代用燃料	溫度調節
木炭	五回	一貫五錢	五錢	自由
埋薪法	一回	七貫目	五錢	自由
煉炭	一回	一貫十錢	五錢	自由

2 水氣ある(半乾)煉炭は絶対に使用せざること。
等で春蠶期は補温と排濕を兼ね、秋蠶期の高温多濕の場合には排濕、晩秋蠶期の一般に濕氣が多く白蠶病を恐るゝ際には排濕の必要を特に感ずる次第であります。

上簇と煉炭

殊に稚蠶飼育期よりも壯蠶飼育期に春、秋、晩秋共使用して排濕に努むる様お奨め致します熟蠶を上簇せしめて後二十四時間以内位に蒔拔を行ひ煉

炭を使用して室内の保温と空氣の交換を圖つて排濕に注意する場合は其の繭の手味は優り解舒は良好となるは勿論木炭等に比し火災の憂なく乾燥力強き故養蠶家も製糸家も共に利益を占むることが出來るのであります。

煉炭の効用

- 一、補温費が木炭に比し約三分の一で足りること。
- 二、乾濕兩度の調節自由なる故に飼育も容易なること従て良繭の收量を増す。
- 三、取扱容易なると燃焼時間長きを爲め人手を省き繭生産費の減少を圖り得ること。
- 四、火災等の憂なきこと。
- 五、少量の硫黄分含有は却て繭の解舒を良好ならしむ。

御註文の便法

一村或は一大字に於ける組合員諸君の和親一致の共同購買が最も便法でありまして弊社は此の方法をとりらるる方を大いに歓迎し特に割引、貸賣の勉強を努めます御出平の際には是非小社に御立寄り御相談御高説を御聞かせ下さい。

容器の販賣

煉炭使用の容器は多く專賣特許品ではあります、至つて廉價且つ堅牢に製造されてあります、販賣所は平町五丁目釜屋商店及弊社で取扱つて居りますから御覽の上御買求めの程を願ひます。

福島縣平町南町十五番地

磐城殖産合同株式會社煉炭部

電話 四六番

工場平町六丁目五十五番地